

利息制限法引直計算サービス

消費者金融等への借入を完済した方や、完済はしていないものの7年くらい取引が続いているという方は、ご自身で（元）債権者各社に取引履歴を開示してもらい過払金がいくらくらいあるか、利息制限法上の借入残額がいくらほどあるか知ることができます。

過払金の時効が日々進行しているという考え方もあり、正当に請求できる過払金がある日突然請求できなくなるおそれもあります。

しかし、「一体いくら過払金があるのか?」「一体いくら借金があるのか?」わからず専門家に依頼すると報酬・費用をたくさん請求されて経済的利益の無い過払金返還請求になってしまうおそれがあります。

そこで当事務所は、相談者の不安を一掃するために利息制限法計算サービスを始めました。このサービスによりいくらの過払金があって、いくらの報酬・費用が必要になるか想定できるようになります（もちろんダイレクトに過払金返還請求の依頼も可能です）。

なお、お預りした取引履歴を確認したところ、取引の分断などの争点がある場合についても、このサービスを利用することにより当事務所の見解を聞くことも可能となります。

【費用】1社1契約 金3,150円（税込）

（注）すべて郵送での依頼の場合には、送料その他事務手数料として原則金1,575円（税込）が必要になります。なお、当事務所で取引履歴を確認してご申告いただいた契約数が異なっていた場合または取引履歴が膨大であった場合には別途料金がかかる場合がございます。

- * 本サービスのご利用は、ご郵送やメールでお受けすることが可能です。
- * 引直計算後に過払金返還請求・任意整理を当事務所に依頼された場合、この計算費用は着手手数料（過払金返還請求の場合）・基本手数料（任意整理の場合）に充当されます。

（注）同業者が当事務所へ計算のみ依頼することはできません。

詳細な手続をお知りになりたい方は、当事務所までお気軽にご相談ください。

<ご 相 談>

司法書士法人H&Wトラスト

フリーダイヤル 0120-783-441

平 日：9：00～20：00

土・祝日：10：00～19：00